

## 福島県営農再開支援事業補助金交付要綱

### 第1 趣 旨

県は、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2876号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、市町村、農業協同組合等（間接補助事業者を含む。）（以下「補助事業者等」という。）が行う福島県営農再開支援事業による対策事業に要する経費について、予算の範囲内において福島県営農再開支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）その他法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 補助の対象及び補助率

- 1 補助金は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付するものとする。  
ただし、各農林事務所（以下「農林事務所」という。）の管轄する区域の補助事業者等（市町村を除く。）が別表に掲げる事業（別表1の（1）のキ及びサの事業を除く。）を行う場合に、市町村長が補助事業者等に対して補助するときの当該補助に要する経費については、市町村長に対して交付するものとする。
- 2 補助金の額は、補助事業ごとに別表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。
- 3 別表の経費の欄に掲げる事業費及び市町村事務費の経費を相互に流用してはならない。

### 第3 補助の申請

- 1 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

#### 第4 補助金交付の条件

- 1 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の経費の欄に掲げる各取組に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 国から付された補助金交付の条件を遵守するために必要な事項について補助事業者が従うべきこと。
  - (2) 事業実施主体に対し、補助金を交付するときは、補助事業者等は規則第18条の規定に準じた規定を設けること。
  - (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 補助事業者等は、事業実施主体に対し、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。

#### 第5 変更等の承認申請

補助事業者等は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県営農再開支援事業補助金変更承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

#### 第6 申請を取り下げることができる期日

規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

#### 第7 事業着手及び入札報告

補助事業者等は、施設設置又は機械、資材購入等の事業に着手したときは、第3号様式による入札結果報告・着工届を知事に提出しなければならない。

#### 第8 概算払

- 1 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により、補助金の交付をすることができる。
- 2 補助事業者等は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県営農再開支援事業補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 第9 事業遂行状況報告

- 1 規則第11条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、福島県営農再開支援事業補助金遂行状況報告書（第5号様式）により作成し、当該年度の1月10日までに提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 補助事業者等は、当該事業が完了したときには、すみやかに福島県営農再開支援事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事が前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告書を求めることができる。

#### 第10 実績報告

- 1 規則第13条の規定による実績報告は、福島県営農再開支援事業実績報告書（第1号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第7号様式）によりすみやかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### 第11 補助金の交付請求

補助金交付決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、すみやかに福島県営農再開支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、補助金の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

#### 第12 財産処分の制限を受ける期間及び内容

規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとする。（ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）

#### 第13 会計帳簿等の整理等

- 1 補助金の交付を受けた補助事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（第9号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該補助事業等に係る収入及び

支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者等は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第10号様式）を前条第1項に規定する期間内備えておかなければならない。

#### 第14 権限の委任

規則及びこの要領に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。

ただし、県全域に及ぶ又は農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

ただし、平成24年度事業及び平成25年度事業については平成25年1月15日以降に着手した取組を、平成26年度以降に実施する事業については当該年産農産物の生産に向けて当該年の1月1日以降に着手した取組を事業対象とすることができるものとする。

なお、事業実施主体は、平成25年1月15日から交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
福島県営農再開支援事業補助金 1 事業費	<p>国実施要綱に基づいて平成25年1月15日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>(1) 避難区域等における営農再開支援</p> <p>ア 除染後農地等の保安全管理</p> <p>(ア) 種苗代、肥料代等の資材費</p> <p>(イ) 作業用具代</p> <p>(ウ) 農業機械等のリース・レンタル費用</p> <p>(エ) 雇用労賃 等</p> <p>イ 鳥獣被害防止緊急対策</p> <p>国実施要綱の別記2で定める経費</p> <p>ウ 営農再開に向けた作付・飼養実証</p> <p>作付・飼養実証に係る掛かり増し経費で下記の経費</p> <p>(ア) 種苗代、肥料代、飼料代等の資材費</p> <p>(イ) 家畜（肉用に供するものは除く。）及び畜舎のリース代 （ただし、実証期間の減価償却費相当額に限る）</p> <p>(ウ) 吸収抑制資材の購入費</p> <p>(エ) 栽培・飼養管理費</p> <p>(オ) 土壌・品質等の分析費</p> <p>(カ) 調査・指導費</p> <p>(キ) 獣医費</p> <p>(ク) 研修会等開催の経費</p> <p>(ケ) 生産物の買上げ・廃棄費用</p> <p>(コ) その他作付・飼養実証に要する経費（オ 放射性物質の交差汚染防止対策の対象となる経費を除く）</p> <p>エ 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援</p> <p>(ア) 農業機械のリース費用 （レンタルや他の農業者等からの賃借により農業機械を利用する場合の費用も含む）</p>	<p>定額 （35千円/10aを上限）</p> <p>定額、1/2以内、又は11/20以内 （なお、詳細は国実施要綱の別記2の定めるところによる。）</p> <p>定額 （ただし、花きの作付実証は上限100万円/箇所）</p> <p>定額 （なお、詳細は国実施要綱の別記5の定めるところによる。）</p>	<p>1 経費の欄の各取組について、補助金額の増加又は30%以上の減少</p> <p>2 経費の欄の（1）のアからコ、及び（2）のア、イのいずれかの取組の新設又は中止</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p>

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	(イ) 農地の管理費	<p>定額</p> <p>(ただし、作付する作物毎に以下の単価を乗じた額とする。水稲21千円/10a、小麦27千円/10a、大豆20千円/10a、飼料作物30千円/10a(なお、前年度又は当該年度に生産した飼料作物の運搬を外部委託する場合の管理費は29千円/10aとし、運搬に要する経費(外部委託契約により実際に委託先に支払った額または補助上限額(5千円/t)のうちいずれか少ない額)を上乗せした額とする)、ホールクroppサイレージ用稲7千円/10a(なお、前年度又は当該年度に生産したホールクroppサイレージ用稲の運搬を外部委託する場合の管理費は6千円/10aとし、運搬に要する経費(外部委託契約により実際に委託先に支払った額または補助上限額(5千円/t)のうちいずれか少ない額)を上乗せした額とする)、そば11千円/10a、食用油用なたね30千円/10a、牧草8千円/10a(なお、前年度または当該年度に生産した牧草の運搬を外部委託する場合の管理費は7千円/10aとし、運搬に要する経費(外部委託契約により実際に委託先に支払った額または補助上限額(5千円/t)のうちいずれか少ない額)を上乗せした額とする)、えごま17千円/10a、たまねぎ28千円/10a、かんしょ21千円/10a) ブロッコリー72千円/10a、ねぎ45千円/10a、キャベツ23千円/10a)</p>		

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>オ 放射性物質の交差汚染防止対策</p> <p>(ア) 交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組 訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用（旅費、賃金、備品費、消耗品費等）</p> <p>(イ) 農機具の分解清掃等の対策 農機具販売店等に依頼して実施する下記の経費</p> <p>a 農機具の分解清掃等の労賃</p> <p>b 農機具の運搬費</p> <p>c 交差汚染防止の観点から交換を要する部品代</p> <p>d 交差汚染防止及び清掃等の再汚染防止の観点から要する消耗品等</p> <p>(ただし、経年劣化による部品交換等、原発事故による放射性物質の影響には直接関係ない修理費は対象外とする)</p> <p>農業者等が籾等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合の経費 (ただし、販売不適となった生産物の販売価格相当額及び当該生産物の廃棄に要する費用に限る)</p>	<p>定額</p> <p>(ただし、農業者等が籾等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合、以下の額を補助する。 米：とも洗いに用いた玄米重量に10千円／玄米30kgを乗じた額 大豆：とも洗いに用いた大豆重量に6千円／大豆30kgを乗じた額</p> <p>なお、とも洗いに用いる玄米重量は、籾すり機及び選別計量機、又は籾すり機のみを清掃する場合にあっては、1組又は1台当たりの上限を60kg、選別計量機のみを清掃する場合にあっては、農家1戸当たりの上限を30kg（農家1戸当たり4台以上の選別計量機を清掃する場合は別途指示）とする。 米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いに用いる重量等はあらかじめ県の確認を受けるものとする。)</p>		
	<p>カ 新たな農業への転換支援</p> <p>(ア) 土地利用型作物に係る取組</p> <p>a 農業機械のリース費用</p> <p>b 大区画化のための整地（畦畔除去等）に係る費用 等</p> <p>(イ) 園芸作物に係る取組</p> <p>a リース方式による園芸用施設等の導入</p> <p>(a) 周年栽培高温抑制型温室</p> <p>(b) 高度環境抑制栽培施設</p> <p>b 園芸生産資材の導入等</p> <p>新たな栽培の方法・品目への転換による営農再開の取組により、新たに調達が必要となった下記の生産機資材の調達を行う経費</p> <p>(a) 種苗</p> <p>(b) 農薬</p> <p>(c) 肥料</p> <p>(d) 土壌改良資材</p> <p>(e) 被覆資材</p> <p>(f) 園芸施設補強・補修用資材</p> <p>(g) その他必要な資機材</p>	<p>1/2以内</p> <p>(ただし、機械・施設のリース導入については定額とする。上記にかかわらず、園芸用施設を事業実施主体の直営施行により導入する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときは450万円/10a以内を限度額として定額補助できるものとする。)</p>		



区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>キ 家畜の導入支援 家畜の導入に要する経費</p> <p>ク 水稲の作付再開支援 (ア) 通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成又は均平化のための代かき代かき作業及びその準備のための除草等に要する経費 (イ) 獣害により損傷を受けた畦畔の修復 a 畦畔の修復に要する土砂・畦波板等の資材購入費 b 機械・機材のレンタル費用 c 機械燃料代 d 機械運搬費 e 雇用労賃 f 作業委託費 g その他畦畔の修復等に要する経費</p> <p>ケ 除染後農地の地力回復支援 (ア) 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復 a 堆肥・酸度矯正資材に要する経費 (a) 堆肥は3t/10a/年を上限とする。 (ただし、福島県知事が特に認める場合は、5t/10a/年を上限とする。) (b) 酸度矯正資材は200kg/10a/年を上限とする。 b 堆肥の運搬、散布等に要する経費 (a) 堆肥の運搬、一時貯留管理、散布等の取組に直接要する資材購入費 (b) 機械のレンタル費用 (c) 一時貯留場所の賃借料（貸借期間の減価償却費相当額に限る。） (d) 機械燃料代 (e) 堆肥・機械等運搬費 (f) 雇用労賃 (g) 作業委託費 (h) 検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等） (i) 地力回復対策に係る土壌の分析費及び分析委託費 (j) その他堆肥等散布に要する経費</p>	<p>3/4以内 (ただし、導入する家畜1頭あたりの補助額の上限は、肉専用繁殖雌牛については26.25万円、搾乳用雌牛については41.25万円、豚については6万円とする。)</p> <p>定額 (ただし、(ア)については補助単価の上限を35千円/10aとする。)</p> <p>定額 (なお、詳細は国実施要綱の別記9の定めるところによる。)</p>		

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>(イ) 大型機械による深耕</p> <p>a 機械・機材のレンタル費用</p> <p>b 機械燃料代</p> <p>c 機械運搬費</p> <p>d 雇用労賃</p> <p>e 作業委託費</p> <p>f その他深耕に要する経費</p> <p>コ 地域営農再開ビジョン策定支援 国実施要綱の別記11で定める経費（国実施要綱別表4）</p> <p>サ 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 国実施要綱の別記12で定める経費</p> <p>(2) 放射性物質の吸収抑制対策等</p> <p>ア 放射性物質の吸収抑制対策</p> <p>(ア) 放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用 加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に係る経費</p> <p>(イ) 低吸収品目・品種等への転換、改植・剪定、反転耕・深耕</p> <p>a 機械・機材レンタル料</p> <p>b 機械オペレーター費用</p> <p>c 機械燃料代</p> <p>d 資材購入費（肥料、土地改良資材等）</p> <p>e 種子・種苗費（牧草を対象とした場合）</p> <p>f 苗木代（改植を対象とした場合）</p> <p>g 作業委託費</p> <p>h 備品費 等</p> <p>イ 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備</p> <p>(ア) 吸収抑制対策等に係る土壌・農産物等の分析費（検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費）</p> <p>(イ) 吸収抑制対策等を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用 （旅費、賃金、備品費、消耗品費等）</p>	<p>定額</p> <p>定額又は1/2以内 （ただし、1地区当たりの総額は、1年目は5千万円以内、2年目は2千万円以内とする。なお、詳細は国実施要綱の別記12の定めるところによる。）</p> <p>定額 （なお、詳細は国実施要綱の別記13の定めるところによる。）</p> <p>定額</p>		

区分	経費	補助率	重要な変更																	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更																
	<p>(3) 特認事業</p> <p>ア 営農再開に向けた復興組合支援 復興組合等が福島県営農再開支援事業のうち下表に定める事業を実施する際に必要となる経費 (振込手数料、消耗品費、機器リース・レンタル代、光熱水料、通信運搬費(切手、電話代)、コピー代、事務員の賃金、作業員の傷害保険料等)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>除染後農地等の保全管理</td></tr> <tr><td>2</td><td>避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援</td></tr> <tr><td>3</td><td>水稲の作付再開支援</td></tr> <tr><td>4</td><td>除染後農地の地力回復支援</td></tr> <tr><td>5</td><td>特認事業のうち次に掲げるもの</td></tr> <tr><td colspan="2">(1) 作付再開水田の漏水対策</td></tr> <tr><td colspan="2">(2) 担い手への農地集積に向けた準備への支援</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 稲作生産環境再生対策</p> <p>(ア) 畦畔等の修復 畦畔等の修復を行うのに要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費(資材購入費(土砂・畦波板等)、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運送費、雇用労賃、作業委託費、その他畦畔等の修復に要する経費)</p> <p>(イ) 作付再開水田の雑草等防除 作付を再開した水田において、追加的に必要となった水田の雑草防除及び病虫害防除に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費(薬剤購入費、散布委託費、その他防除に要する経費)</p> <p>(ウ) 放射性物質の交差汚染防止対策</p> <p>a 平成22年産米の収穫・乾燥調製の作業後初めて使用する籾すり機及び選別計量機のとも洗い経費</p> <p>b とも洗いに用いた玄米処分経費(保管料、処分場所への運搬経費、処分料等)</p>	対象事業		1	除染後農地等の保全管理	2	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	3	水稲の作付再開支援	4	除染後農地の地力回復支援	5	特認事業のうち次に掲げるもの	(1) 作付再開水田の漏水対策		(2) 担い手への農地集積に向けた準備への支援		<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>(ただし、とも洗い経費にあっては、とも洗いに用いた玄米重量に10千円／玄米30kgを乗じた額を補助する。なお、とも洗いに用いる玄米重量は、籾すり機及び選別計量機、又は籾すり機のみを清掃する場合にあっては、1組又は1台当たりの上限を60kg、選別計量機のみを清掃する場合にあっては、農家1戸当たりの上限を30kg(農家1戸当たり4台以上の選別計量機を清掃する場合は別途指示)とする。)</p>		
対象事業																				
1	除染後農地等の保全管理																			
2	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援																			
3	水稲の作付再開支援																			
4	除染後農地の地力回復支援																			
5	特認事業のうち次に掲げるもの																			
(1) 作付再開水田の漏水対策																				
(2) 担い手への農地集積に向けた準備への支援																				

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>ウ 農業者の安全管理支援 農作物・土壌等の放射性物質に関する調査・分析に直接かかる経費（旅費、消耗品費、燃料費、印刷費、役務費、調査・分析委託料）、実証ほの設置及び運営にかかる経費（消耗品費、調査・分析委託料）、研修会開催費用（講師旅費、講師謝礼、印刷費、役務費、会場使用料）</p>	定額		
	<p>エ 作付再開水田の漏水対策 下記に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費 （ア）代かき作業（作業委託費） （イ）漏水対策資材の施用（資材購入費及び撒布等の作業委託費）</p>	定額 （ただし、35千円/10aを上限）		
	<p>オ 「たらのめ」生産再開支援 農薬費、種苗費、作業委託及び取組に直接要する機械・機材のレンタル料、機械オペレーター料、作業労賃、機械燃料、廃根廃棄処理費、その他必要な資材の購入及び請負に必要な経費</p>	「たらのき」園地における追加的に行う病害虫防除： 定額（ただし、199千円/10aを上限）  「たらのき」の改植：1/2以内		
	<p>カ 作付け再開に伴う水稲苗の供給支援 事業対象となる苗の育苗作業の一部または全部を他市町村で行う際の苗の輸送に必要な費用</p>	定額		
	<p>キ 避難指示解除区域における飼料生産供給対策 （ア） 飼料作物の広域流通のための体制整備費  生産組織と供給先の畜産農家とのマッチング活動、飼料生産体制・飼料供給先の飼養管理及び畜産物の調査分析、研修会への参加、検討会の開催等に要する経費（旅費、消耗品費、燃料費、役務費（郵便料）、使用料及び賃借料、備品費）  （イ） 供給飼料分析等経費  飼料作物の分析にかかる経費（検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費）、分析費及び分析委託費）</p>	定額		
	<p>ク 除染後牧草の品質・生産性回復対策 牧草地土壌の改善に必要な苦土石灰等の石灰資材の購入経費</p>	定額		
	<p>ケ 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援 （ア）集落ぐるみの営農体制構築支援 a 集落等单位で事業実施主体が自ら策定する農地等利用計画づくり、新たな営農組織の設立、地権者の合意形成等に要する経費（事務及び補助員に対する賃金等、会議費、事務用品費、書類等の印刷費及び製本費、郵便料、電信電話料及び運搬費、研修費）</p>	定額 （ただし、実践モデルほ場の設置に要する経費にあつては、100万円/箇所を上限。また、作付管理費の補助単価は単年度当たり18千円/10aとし、取組を行う農地の面積に補助単価を乗じた額とする。）		

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>b 事業実施主体が集落等単位における導入品目の選定等に必要の初度的な経費 (新たな品目や安定生産・省力化技術の導入等の実践モデルほ場の設置に係る掛かり増し経費として、種苗代、肥料代等の生産資材費、栽培管理費、土壌・品質等の分析費、調査・指導費、生産物の廃棄費用、検討会・研修会に要する経費)</p> <p>(イ) 集落ぐるみの営農実践支援</p> <p>a 農地の作付管理に直接要する農業機械のリース経費 (レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む。)</p> <p>b もっぱら販売を目的に農作物を作付けする農地(家畜に給与することを目的に飼料作物を作付けする農地を含み、エネルギー作物を作付けする農地は含まない。)の作付管理費</p> <p>コ 避難区域等における農業者等の確保支援 旅費、事務及び補助員に対する賃金、事務用品費、書類等の印刷費及び製本費、会場借料・会議用機器用具の借料、郵便料、電信電話料及び運搬費、調査等の委託費、優良事例視察調査等の経費、農業者等の確保に向けたプラットフォームの構築に要する経費、その他農業者等の確保対策に要する経費</p> <p>サ 担い手への農地集積に向けた準備への支援</p> <p>(ア) 種苗代、肥料代等の資材費</p> <p>(イ) 作業用具代</p> <p>(ウ) 農業機械等のリース・レンタル費用</p> <p>(エ) 雇用労賃、作業委託費等</p> <p>シ 作付再開水田の均平化支援</p> <p>(ア) 機械・機材のレンタル費用</p> <p>(イ) 機械燃料代</p> <p>(ウ) 機械運搬費</p> <p>(エ) 雇用労賃</p> <p>(オ) 作業委託費</p> <p>(カ) その他不陸の解消に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額 (ただし、担い手へ集積する候補の農地は12千円/10a、担い手への集積が見込まれる農地については35千円/10aを上限とする。)</p> <p>定額 (ただし、補助単価の上限は50千円/10aとし、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。なお、地域条件等やむを得ない事由により、上記の補助単価の上限を超えて助成する必要がある場合については、別に定める手続きによって、内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。)</p>		
2 市町村事務費	<p>事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体へ訪問指導、現地確認及び補助金支出等に必要の事務費</p> <p>事務費の使途基準は、国実施要綱別表1で定める内容のとおりとする。</p>	<p>事業費の0.5%以内 (ただし、市町村が事業実施主体の部分を除く)</p>		